

バイオマスの総合的な利活用を推進するための金融措置について

平成17年4月1日付け16環第287号

農林水産事務次官依命通知

バイオマスの利活用については、地球温暖化防止、循環型社会の形成、農山漁村の活性化等の観点から、平成14年12月に「バイオマス・ニッポン総合戦略」が閣議決定され、様々なバイオマスを総合的にかつ積極的に利活用することが強く求められている。

これを踏まえ、バイオマスの総合的な利活用を推進するための金融措置が別紙のとおり定められたので、御了知の上、本措置の適正かつ円滑な実施に御配慮をお願いする。

以上、命により通知する。

[別紙]

バイオマスの総合的な利活用を推進するための金融措置

第1 趣旨

本措置は、地域の農林漁業者が連携して、農林漁業の生産過程において生じる有機性資源(以下「バイオマス」という。)を利活用するために必要な共同利用施設を改良、造成又は取得しようとする場合に必要な資金を農林漁業金融公庫(沖縄県にあっては、沖縄振興開発金融公庫。以下「公庫」という。)から貸し付けることにより、地域におけるバイオマスの総合的な利活用を推進することを目的とする。

第2 貸付要件等

1 貸付資金

本措置により貸し付ける資金は、公庫の業務方法書に定める農林漁業施設資金(共同利用施設)とする。

2 貸付対象事業

本措置による貸付けの対象事業は、バイオマスを多様かつ高付加価値な製品やエネルギー等に変換するために必要な施設であって、共同利用に供する施設の改良、造成、復旧又は取得とする。

3 貸付条件

公庫の業務方法書の定めるところによるものとする。

第3 貸付けの手続

1 貸付けを受けようとする者は、バイオマス利活用施設整備計画を作成し、借入申込書に添付の上、公庫に提出するものとする。

2 公庫は、1の申込みに対して貸付けを行おうとするときは、あらかじめ、当該申込みに係る事業が地域のバイオマスの総合的な利活用に資するものであるか否かについて各地方農政局長(北海道にあっては大臣官房環境政策課長、沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局長)に意見を求めるものとする。

第4 その他

本措置の運用につき必要な事項については、大臣官房環境政策課長が別に定めるところによるものとする。

バイオマスの総合的な利活用を推進するための金融措置の運用について

平成17年4月1日付け16環第289号
大臣官房環境政策課長

標記の措置については、「バイオマスの総合的な利活用を推進するための金融措置について（平成17年4月1日付け16環第287号農林水産事務次官依命通知。以下「次官通知」という。）により通知されたところであるが、その細部の取扱いについては、別紙によることとしたので、御了知の上、本措置の適正かつ円滑な実施について特段の御配慮をお願いする。

なお、貴局管内の（都府）県知事に対しては貴職から通知するとともに、本措置の実施につき適切な御指導を願いたい。

[別紙]

バイオマスの総合的な利活用を推進するための金融措置の運用について

第1 貸付対象事業

次官通知第2の2に規定する貸付対象事業におけるバイオマス及び共同利用施設は次のとおりとする。

1 バイオマス

主として家畜排せつ物、農作物非食用部(稲わら、麦わら、もみがら等)、製材工場等残材、林地残材(間伐材、被害木等)、水産廃棄物(魚腸骨、ホタテうろ等)、その他農林漁業の生産過程において生じる有機性資源

2 共同利用施設

メタン発酵、エタノール発酵、乳酸発酵、ガス化、炭化、飼料化、堆肥化、エステル化、マテリアル変換等、バイオマスを資材、エネルギーその他有用な形態に変換するために必要な共同利用施設

第2 バイオマス利活用施設整備計画等

1 次官通知第3の1に規定するバイオマス利活用施設整備計画は、別紙様式第1号により作成するものとする。

2 次官通知第3の2の規定により各地方農政局長(北海道にあっては大臣官房環境政策課長、沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局長)に意見を求めるに当たっては別紙様式第2号によるものとし、農林漁業金融公庫(沖縄県にあっては沖縄振興開発金融公庫)に意見を求めるに当たっては別紙様式第3号によるものとする。

3 次官通知第3の2に規定するバイオマスの総合的な利活用に資するものとは、当該申込みに係る事業が次のいずれかに則したものをいう。

(1) 「バイオマス・ニッポン総合戦略」に則し都道府県等が策定する総合的なバイオマス利活用の中期的方針

(2) 「バイオマス・ニッポン総合戦略」に基づく地域的観点からの目標として市町村等が策定する「バイオマスタウン構想」

(様式第1号)

平成 年 月 日

(住所)

(名称)

(代表者)

印

バイオマス利活用施設整備計画

1 施設整備を行う法人・団体の概要

(1) 設立年月日 年 月 日

(2) 資本金 百万円

(3) 主たる業務内容

(4) 構成員の概要

構成員名	役職名	出資額(百万円)	経営内容(営農類型等)
合計名			

(5) 構成員の生産活動におけるバイオマスの発生、利活用状況等

2 バイオマスの利活用の現状と目標

(1) バイオマスの利活用方法の概要

(2) バイオマスの種類と使用量

種 類	年間使用量 (t)		収 集 先 等
	現 況	目 標(年度)	
家畜排せつ物()			
農作物非食用部()			
製材工場等残材()			
林地残材()			
水産廃棄物()			
その他()			
()			
()			
合 計			

(注) 1 「種類」の欄の()には、具体的なバイオマスを記載する。

2 「目標年度」は計画作成年度から概ね5年後とする。

(3) 変換物(製品、エネルギー等)の種類と生産量

種 類	年間生産量 (t, Mj, kcal, kwh等)		販 売 ・ 還 元 先 等
	現 況	目 標(年度)	
堆 肥			
液 肥			
飼 料()			
炭 ()			
生分解性素材()			
熱・電気			
固形燃料()			
その他()			
()			
()			
合 計			

(注) 1 「種類」の欄の()には、具体的なバイオマスを記載する。

2 「目標年度」は計画作成年度から概ね5年後とする。

3 事業計画

(1) 事業地

(2) 実施期間 平成 年 月 ~ 平成 年 月

(3) 施設・機械の改良、造成又は取得

事業内容	構造・能力・規模等	事業費(千円)		特記事項
		全体	うち本年度	
土地				
建物等				
機械等				
その他				
合計				

4 資金計画

区分	金額(千円)		特記事項
	全体	うち本年度	
農林漁業施設資金(共同利用施設)			
その他借入金()			
自己資金()			
補助金等			
うち国()			
うち都道府県()			
うち市町村等()			
合計			

(注) 補助金等には、国からの交付金も含まれる。

5 その他特記事項

(様式第2号)

年 月 日
番 号

1 農政局長 殿

2 農林漁業金融公庫
支店長
(又は受託金融機関の長)

農林漁業施設資金(共同利用施設-バイオマス利活用施設)に係る意見について
(依頼)

下記により行われる事業について農林漁業施設資金(共同利用施設)の借入申込みがありましたので、「バイオマスの総合的な利活用を推進するための金融措置について」(平成17年4月1日付け16環第287号農林水産事務次官依命通知)第3の2に基づき、御意見を賜りたくお願いいたします。

記

1 借入申込者

(住所) _____

(名称) _____

(代表者) _____

2 借入申込額

_____ (千円)

3 事業内容 別添「バイオマス利活用施設整備計画」のとおり

1 北海道にあつては、農林水産省大臣官房環境政策課長、沖縄県にあつては内閣府沖縄総合事務局局長とする。

2 沖縄県にあつては、沖縄振興開発金融公庫とする。

(様式第3号)

番 号
年 月 日

1 農林漁業金融公庫
支店長 殿
(又は受託金融機関の長)

2 農政局長

農林漁業施設資金(共同利用施設 - バイオマス利活用施設)に係る意見について
(回 答)

年 月 日付け 農公 第 号により御依頼のありました下記1の借入申込みに
係る標記のことについては、下記2のとおりです。

記

1 借入申込み

(1) 借入申込者

(住 所) _____

(名 称) _____

(代表者) _____

(2) 借入申込額

_____ (千円)

2 意 見(ア又はイのいずれかに 印)

ア 地域のバイオマスの総合的な利活用に資するものである。

イ その他(検討を要する事項等について適宜記入)

1 沖縄県にあっては、沖縄振興開発金融公庫とする。

2 北海道にあっては、農林水産省大臣官房環境政策課長、沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局長とする。